

地域ネットワークニュース

～平成30年12月の勉強会のお知らせ & 11月の勉強会報告～

第251回 地域ネットワーク勉強会



知っておきたい法律の知識と

法テラスの活用方法

ふたもと よう

講師：二本 洋 氏（弁護士）

【日本司法支援センター 法テラス茨城法律事務所】

12月20日(木)

午後1時30分～3時30分

神栖市保健・福祉会館

新館2階 研修室

相続や遺言は「相続財産が多い家庭の問題だから、自分には無関係」と思っていませんか？

司法統計では、家庭裁判所での相続に関する調停や裁判は、一般的な資産を持つ家庭内で争われることが多いとされています。相続は、誰もが直面する可能性のある身近な問題です。

今回の勉強会では、法テラスの弁護士をお招きして、将来のための遺言書の残し方、相続の仕組みについて解説していただきます。また、認知症高齢者が通信販売等で購入してしまった不要な商品の返品や解約の手続き、知的障害者のキャッシングによる借金など、介護や福祉の支援者が法的解決に困る内容についても、法テラスが実施する「高齢者・障害者のための出張法律相談」での事例を交えてお話しいただきます。どなたでもお気軽にご参加ください。

*法テラスは…日本全国どこでも、誰でも、法的なトラブルの解決に必要な情報やサービスの提供を受けられるようにしようという構想のもと、国が設立した法的トラブル解決のための「総合案内所」です。

会場内には情報提供・紹介コーナーを設けています。福祉や医療に関する事業所等のパンフレットやチラシ、研修会のご案内など、配布、展示いたします。当日のご持参でもかまいません。みなさまからの情報をお待ちしています。申込・問合せ先 神栖市社協 地域福祉推進センター 担当 名雪・荒井 電話 0299-93-0294

第250回 地域ネットワーク勉強会報告 11月30日開催 参加者26名

～地元弁護士が分かりやすく解説～

成年後見制度を利用して安心できること

講師：神栖法律事務所 弁護士 安重洋介 氏

(福祉後見サポートセンターかみす運営委員)



成年後見制度には大きく分けて、判断能力の不十分な方の権利や財産を守り生活を支える後見人を裁判所に選任してもらう「法定後見制度」と、判断能力がしっかりしているうちに自分が望む暮らしや財産などの管理方法、将来してもらう後見受任者を決めておく「任意後見制度」の2つがあります。

勉強会では、安重弁護士が成年後見制度を切り口に関わった事例をもとに、成年後見制度の概要や、申立てに必要な準備、後見人となったときの役割、任意後見制度の公正証書の作成例などについてわかりやすくお話しいただきました。

成年後見制度については、「裁判所」や「法律」というイメージから、とっつきにくいと思われるかもしれませんが、判断能力の不十分な方の権利と生活を守るための制度であり、必要な人がきちんと制度に繋がることが大切です。

講話の途中で何度も会場から質問が寄せられましたが、その都度、丁寧に回答していただき、より理解を深めることができました。